（様式第２－14号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年7月13日

田　　子　　町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				田子町清水頭地区	無	令和２年度 ～ 令和６年度	清水頭資源保全活動組織
○				田子町東平地区	無	令和２年度 ～ 令和６年度	第１東平資源保全活動組織
○				田子町東平地区	無	令和２年度 ～ 令和６年度	第２東平資源保全活動組織
○				田子町種場地区	無	令和２年度 ～ 令和６年度	種場資源保全活動組織
○				田子町石亀開田地区	無	令和２年度 ～ 令和６年度	石亀開田地区農業施設保全隊
○				田子町遠瀬地区	無	令和２年度 ～ 令和６年度	第２遠瀬環境保全隊
○				田子町新田地区	無	令和２年度 ～ 令和６年度	新田地区資源保全隊
○				田子町来満地区	無	令和２年度 ～ 令和６年度	来満地区資源保全会
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	